

第98号議案

会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月25日

品川区長職務代理者

品川区副区長 和 氣 正 典

会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年品川区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の120」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説明）会計年度任用職員の期末手当に係る支給回数を改める必要がある。